

人材育成のための補助金があります

市では、ふるさと創生基金を活用して市民の人材育成を目的に次の事業に参加する人の経費を補助しています。対象は、市内に住所を有する人およびその人たちが構成された団体で、市税などの滞納のある世帯の人や市から補助を受けている団体は対象になりません。

スポーツや文化活動などで各種大会に参加した場合

熊本県外の都道府県で開催されるスポーツ、文化、教育、その他の大会に出場したもので市長が適当と認める事業

補助対象者は、県または地域の予選会に出場し、上位大会出場の権利を得た者、または高校、大学、県協会の推薦を受け上位大会に出場した者。

※小中学校の児童生徒が部活動の範囲で各種大会などに参加した場合に限っては、教育委員会(学校教育課)で対応します。



【補助経費など】

- ①九州(沖縄県内を除く) 個人 5千円
- ②①を除く国内 個人 1万円
- ③海外 個人 2万円

【申請書類】

- ・補助金交付申請書
- ・大会などに参加したことが確認できる書類(大会のパンフレットなど)
- ※高校生以下の人が対象となる場合は、保護者が申請してください。

【申請期限】

事業終了後に年度内に申請してください。(事業終了が3月になるものは事業終了後1月以内の申請となります。)

自主調査研究の実施や研修事業に参加した場合

地域の活性化、教育、福祉または産業の振興のため、市民が行なう自主調査研究または研修事業

補助の可否と補助金額は、総合政策審議会に諮問し決定します。

【補助経費など】

次の経費のうち自己負担するもの

- (1) 自主調査研究は、1/2以内の額とする。
- (2) 研修事業は、1/2以内の額とし、かつ1人10万円以内の額とする。
- ・報償費……謝礼金、賞与および賞金など
- ・旅費……交通費(鉄道費、船賃、航空賃、車賃等)および宿泊料など
- ・需用費……(食料費は除く)消耗品費、燃料費、印刷製本費および光熱水費など
- ・役務費……通信運搬費および広告料など
- ・使用料及び賃借料……有料道路通行料、駐車料金および借用料など
- ・原材料費……物品を生産するための原料および材料に要する経費など

・その他市長が特に必要と認める経費

- ※旅費は原則として最も経済的な通常の経路と方法で旅行した場合の旅費で計算します。
- ※宿泊料は原則として実費とし、1泊につき1人定額10,900円を上限とします。

【申請書類】

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・事業に係る経費(明細書)
- ・参加予定名簿
- ・その他市長が必要と認める書類
- ※高校生以下の人が対象となる場合は、保護者が申請してください。

【申請期限】

事業実施日までに申請してください。事業終了後に研修報告書の提出が必要になります。

- ※過去に当該基金からの補助を受けた人については5年間申請することはできません。
- ※申請書類などについては、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

『市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール』 合志市自治基本条例

学習シリーズ NO.4

前回の広報7月号では、条例での『市議会の役割と責務』についてお知らせしました。

今回は、『市の執行機関、市長及び市職員の責務』について考えてみましょう。

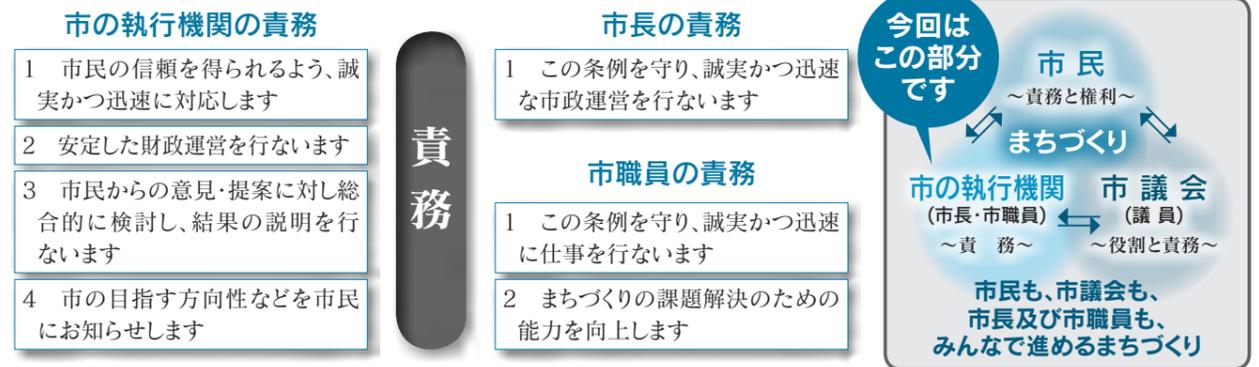
【合志市自治基本条例の内容】

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 市民の責務及び権利
- 第3章 市議会の役割及び責務
- 第4章 市の執行機関の責務
- 第5章 市政の運営
- 第6章 参画及び協働によるまちづくり
- 第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

- 第11条 市の執行機関の責務
- 第12条 市長の責務
- 第13条 市職員の責務



まちづくりのために**市の執行機関、市長及び市職員の責務**を明らかにしています



《 詳しい条文は次のとおりです 》

(市の執行機関の責務)

- 第11条 市の執行機関は、すべての業務について、市民の信頼を得られるよう、誠実かつ迅速に対処します。
- 2 市の執行機関は、市民の意見を適確に把握し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、将来を見据え、安定した財政運営を行います。
- 3 市の執行機関は、市民の権利と責務が実現できるよう、参画の機会を拡充するとともに、市民から出される意見及び提案に対して総合的に検討し、その結果について説明責任を果たします。
- 4 市の執行機関は、本市の目指すべき方向性及びまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示します。

(市長の責務)

- 第12条 市長は、市民の信託にこたえ、この条例を遵守し、市職員を指揮監督することにより、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

(市職員の責務)

- 第13条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを常に意識して、この条例を遵守し、協働によるまちづくりを積極的に進めるため、誠実かつ迅速に職務を遂行します。
- 2 市職員は、自らの責務を遂行するため、必要な基礎的能力を修得し、積極的にまちづくりの課題解決及び立案する能力の向上に努めます。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報コーナーや市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813